

岩手県告示第109号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条の2第1項の規定により開発許可があったものとみなされる次の開発行為に関する工事が完了した。

平成27年1月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 九戸郡野田村大字野田第25地割字伏津沢28番1の一部、28番3、29番1の一部、29番3及び129番の一部並びに大字野田第26地割字城内52番2、53番、56番、57番、61番2、61番3、61番5、62番39、62番40及び80番並びにこれらの区域に介在する認定外道路
- 2 開発許可があったものとみなされる者の住所及び名称 盛岡市長田町6番2号 岩手県土地開発公社